

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機の耐空証明
- ② 手続根拠 : 航空法第 10 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 航空機の使用人等
- ④ 提出時期 : 航空法施行規則第 12 条の 2 による。
- ⑤ 提出方法 : 耐空証明申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

航空法第 12 条第 1 項の規定による型式証明を受けていない型式の航空機で、初めて耐空証明を受ける場合、及び航空機の所在地（受検希望地）が本邦外の場合：

国土交通省航空局安全部航空機安全課

上記以外で航空機の所在地（受検希望地）が静岡県、長野県、新潟県以東の場合：

東京航空局保安部運用課

上記以外で航空機の所在地（受検希望地）が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合：

大阪航空局保安部運用課

- ⑥ 手数料 : 航空法関係手数料令第 2 条及び第 8 条による。
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空法施行規則第 12 条の 2 による。
- ⑧ 申請書様式 : 耐空証明申請書（航空法施行規則第 7 号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：

国土交通省航空局安全部航空機安全課	03-5253-8111	（内線 50203）
東京航空局保安部運用課	03-5275-9321	（内線 7517）
大阪航空局保安部運用課	06-6949-6229	（内線 5217）

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：

国土交通省航空局安全部航空機安全課	03-5253-8111	（内線 50203）
東京航空局保安部航空機検査官室	03-5275-9325	（内線 7584, 7585）
大阪航空局保安部航空機検査官室	06-6949-6235	（内線 5263, 5264）

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法第 10 条第 4 項（航空法施行規則第 14 条）
通達「耐空性審査要領」（昭和 41 年空検第 381 号）

② 標準処理期間：

1) 航空法第 10 条第 5 項に掲げる航空機については、以下のとおりです。

・航空法第 10 条第 6 項に掲げる航空機	15 日
・新型式の輸入航空機（航空法第 10 条第 6 項に掲げる航空機を除く。）	3 ヶ月
・その他、航空法第 10 条第 5 項に掲げる航空機	2 ヶ月

2) 航空法第 10 条第 5 項に掲げる航空機以外の航空機については、航空機の開発前に申請が行われ、開発と審査が並行して実施されることから、申請の内容により審査期間が大幅に異なるため、標準的な処理期間は定めることができない。

- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）